

には、
に基づく
除く。)

り指導す

十分な時

覚 書

62 林野産第 166 号

建設省住指発第 324 号

昭和 62 年 9 月 30 日

林野庁林政部林産課長事務取扱

林政部長 安 橋 隆 雄

建設省住宅局建築指導課長

立 石 真

建築基準法施行令の一部を改正する政令案の閣議請議に際し、農林水産省と建設省は、下記のとおり了解する。

記

1. 建設省は、内装材としての木材利用について、建設省総合技術開発プロジェクト等の技術開発を計画的に推進し、その成果を踏まえ、安全性が確認された時点で所要の措置を講ずるものとする。※現在は無効
2. 建設省は、改正後の建築基準法施行令第 46 条第 2 項第 1 号イの「建設大臣の定める基準」を定めるに当たっては、農林水産省の意見を聴くものとする。